

判決要約

No.338

番号	概要	キーワード
1	事件番号 (裁判所)	4 被告 (被控訴人)
2	判決言渡日 (判決)	5 出願番号
3	原告 (控訴人)	6 要約

338-1	<p>本件は、原告が「ProMOS TECHNOLOGIES」(図形付)の商標(本願商標)を第42類に対し出願した所、「プロモス」及び「PLAMOS」を引用されて拒絶査定になった。そこでこれを不服として審判請求したが、特許庁から請求不成立の審決を受けたので、その取消しを求めた事案である。</p>	<p>審決取消、商標の類否</p>
	<p>1. 平18年(行ケ)第10334号(知高2) 2. 平18.12.25(認容) 3. なし 4. なし 5. 不服2004-16941 6. 争点：原告は、称呼が非類似であるのみならず、外観、観念等を勘案して総合的に判断すると、本願商標と、引用商標とは非類似であると主張した。 これに対し被告は、主として称呼上から本願商標と、引用商標とは類似すると主張した。 裁判所の判断： 1. 本願商標は、「図形」と「ProMOS」「TECHNOLOGIES」の文字とを上下三段に記載されているが、常に一体的なものとして把握しなければならない理由は見出し難く文字部分を図形部分から分離することの妨げになるものとはいえない。 次に文字部分から「プロモス」のみの称呼が生じるものと認められる。 2. 本願商標「プロモス」と、引用商標「プラモス」において、語頭音「プ」より、第2音「ロ」、「ラ」に強勢が置かれるものと認められる。従って、「プロモス」「プラモス」の両称呼を一連に発音するときは、両称呼を区別することは多くの場合に可能であるから、両称呼において類似すると断定した審決は適当でない。 3. 本願商標と引用商標とは、外観が相違し、観念において比較することができないので、称呼において近似するところがあるとしても、区別可能と認められる。</p>	<p>また「プロ」の連想は「プログラム、プロダクション…」であり、「プラ」の連想は「プラスチック、プラモデル…」であって、両者の称呼による連想が異なる。 4. 本願商標の指定役務は「各種コンピュータ製品、電子製品…、研究、開発、設計、検査・試験」であるから、役務の取引者、需要者は、当該役務に関し、一定以上の知識経験を備えた少数者に限られる。また取引者、需要者は自らが有する知識経験に基づいて、役務の提供者が有するこれらの人的、物的資源を慎重に検討した上で役務の提供を発注するか否かを決する。 従って商標の称呼の近似をもって、役務の出所の誤認混同が生ずるおそれがあるということとはできない。 前記のように、本願商標の指定役務は、役務の性質自体からして、正に「一般的、恒常的」に、限られた範囲の取引者、需要者によって役務の提供者の能力等についての十分な注意のもとに発注されるものと推認できるから、このことを看過している点において、審決の判断に誤りがあるといわざるを得ない。従って、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとは認められず、互いに類似する商標であるということとはできない。 よって、審決には商標法4条1項11号にいう類否判断を誤った違法があり、この誤りは審決の結論に影響を及ぼすものであるから、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。 商4条1項11号 重要度★★★ 鈴木 正次</p>
338-2	<p>本願発明「結婚式場等ブライダル情報の案内方法」に関して、拒絶すべき旨の審決の取消を求めた審決取消訴訟が棄却された。</p>	<p>進歩性、発明の要旨認定</p>
	<p>1. 平18(行ケ)10253号(知財高裁第2部) 2. 平18.12.25(棄却) 3. 有限会社 守谷商店 4. 特許庁長官 5. 特願平8-78664号, 不服2002-1806号 6. 審決の要点：審決では、本願発明は、刊行物1記載の発明、刊行物2記載の事項及び周知事項に対して進歩性がないとし、拒絶審決(第2次審決)を行った。 原告の主張：原告は、審決には、相違点2,3の認定判断に誤りがある(取消事由1)と共に、相違点6,7の認定判断にも誤りがある(取消事由2)として審決の違法性を主張した。 被告の反論：被告は、審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由1及び2は理由がないと反論した。 判決：判決では、取消事由1に関しては次のように判断した。刊行物2にインターネットを利用した業務システムの応用例として結婚式場の予約が例示されており、またホテル等旅行情報の案内と結婚式場等ブライダル情報の案内とが、提供すべき情報の内容を構成するものとして本願出願前によく知られていたというのであるから、ホテル等旅行情報の案内に係る引用発明に接した業者が、案内すべき情報の内容をホテル等旅行情報に代えて結婚式場等ブライダル情報とすることは、ごく当然に想到することというべきであると判断し、取消事由1には理由がないと結論づけた。取消事由2に関</p>	<p>しては次のように判断した。相違点6に関しては、本願発明における「結合」は、文字や符号を介してドメイン名と結婚式場等の名称とを結合させた場合を排除しないものというべきであるところ、甲1及び乙3に記載の各URLもドメイン名と事業者名とを結合したものをアドレスとしたものであることに変わりはないのであるから、実質的には相違点とはいえないとし、また相違点7に関しては、ウェブサーバ内のウェブページをどのように管理するかは、サーバを管理する者が提供しようとするサービスの形態や利用のし易さを考慮して業者が適宜設定する設計事項にすぎないと判断し、取消事由2にも理由がないと結論づけた。以上、判決では、原告の主張は全て退けられ、審決の適法性が確認され、原告の請求が棄却された。 評釈：相違点6に関し、原告は、概ね「当初明細書の実施例の記載、本願発明の目的等の記載全体の趣旨を総合すると、結婚式場名とドメイン名とを「直接的に(=間に何もかもを介在させることなく)」結合することを当然に構成要件とする」と主張したが、認められなかった。この点について判決では、「発明の要旨認定は、特許請求の範囲に基づいてなされるべきであるから、特許請求の範囲から読み取ることができないような技術的意義を発明の要旨と認定することはできないというべきである」と判断した点が興味深かった。 特許法第29条第2項 重要度★★★ 大倉 宏一郎</p>